

島原特別支援学校いじめ防止基本方針

令和8年6月改訂

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめ防止対策推進法

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

長崎県いじめ防止基本方針（令和8年2月改訂）

（4ページ）

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組む必要がある。また、いじめが認知された場合は「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには、様々な特質があるが、以下の①～⑧の基本認識を持ち、いじめの防止に当たるものとする。

【いじめの基本認識】

- ① いじめは、どの児童生徒にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。（いじめは絶対に許されない、いじめは卑劣な行為である）
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わる問題である。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 目指す子ども像

(小・中学部)

- ◎ にこにこ げんきな 子ども
- ◎ のびのび なかよし 子ども
- ◎ こつこつ がんばる 子ども

(高等部)

- ／ 健康
- ／ 協力
- ／ 自立

4 組織 「いじめ対策委員会」(いじめ防止対策推進法第22条)

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉委員長：校長 ◎主担当 ☆副担当

校長、◎教頭、部主事(主幹教諭)、☆生徒指導主事、生活指導主任
教務主任、カウンセラー(高)、養護教諭、学年主任、関係職員
その他必要に応じて外部委員

[心理や福祉の専門家、医師、教員・警察官経験者
保護者代表、学校評議員、民生委員、人権擁護委員など]

〈活 動〉

- いじめの防止に関すること
- いじめの早期発見に関すること
- いじめに対する措置に関すること

〈開 催〉

- 定期開催を、年間1回とする。
- その他、事案発生時に開催する。
- 原則として、校舎ごとに開催する。
また、必要に応じて、三校舎合同で開催する。

5 P T A及び関係機関等との連携

- 平素から、保護者が話しやすい雰囲気づくりや、児童生徒の様子について、保護者との情報共有に努める。いじめ事案が発生した場合は、必要に応じてP T Aと協議し連携・協働して対応する。
- 児童生徒が利用している福祉施設等関係機関との情報共有に努める。いじめ事案が発生した場合は、連携・協働して対応していただくよう依頼する。
- 情報共有の際は、個人情報やプライバシーの問題を踏まえ、慎重に対応する。

6 いじめの防止 ～いじめを生まない土壌づくりを行う～

- ① いじめにつながる言動等に常に心を配り、適時に適切な指導を行う。また、平素から、観察力や対応力の向上に努める。職員研修として「いじめ対応研修会」を毎年開催する。
- ② 互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする教育に努め、互いに認め合い支え合い助け合う学級作りを目指す。教職員は、児童生徒への関わり方の良きモデルとなるよう努める。

- ③ 全ての教育活動を通して、規範意識や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続させる。長崎っ子の心を見つめる教育週間においては、「命を大切に作る心や思いやりの心の育成」にかかる取組（道徳教育）を実施する。また、ココロねっこ運動強調月間（7月、11月）においては、PTAと連携して生徒会役員と一緒に、登校時の「あいさつ運動」に取り組む。
- ④ 児童生徒と教職員及び児童生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、障害の特性や発達段階に応じて「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。

7 いじめの早期発見

- ① 児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、アンテナを高く張り、平素から、子ども同士が関わり合う様子をよく観察する。
- ② 定期的なアンケート調査、ランチタイム相談室、必要に応じた個別面談等を実施するとともに、電話相談窓口（機関）の周知等を行うことにより児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、必要に応じて日記や生活ノートなどを活用し、児童生徒の悩みなどを把握する。
- ③ 児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、連絡帳、電話連絡、面談を通して保護者からの情報を収集する。また、PTAや児童生徒が利用している福祉施設等と組織的に連携・協働して情報を収集する。

8 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に早期対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ①（いじめの発見や相談を受けたときの対応）遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から、いじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つようにする。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ②（組織的な対応）発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、いじめ対策委員会へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。重篤ないじめを把握した場合は、学校で抱え込むのではなく、速やかに県教育委員会へ報告・協議の上、措置を講ずる。

- ③（いじめられた児童生徒及びその保護者への支援）いじめられている児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから被害児童生徒を守り通すための対応や配慮を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。併せて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家（スクールカウンセラー）の協力を得る。
- ④（いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言）いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。
- ⑤（いじめの事実調査）アンケート調査や個別面談等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞り込みを行う。
- ⑥（集団への働きかけ）はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- ⑦（丁寧で継続的な指導・支援）いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導・支援を行う。
- ⑧（ネット上のいじめへの対応）ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

9 重大事態への対処

① 重大事案の概要

- ア. いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合。
- イ. いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合。
- ウ. 児童生徒がいじめられて重大事案に至ったという申し立てが保護者からあった場合。

② 重大事案が発生した場合の対応の流れ

- ア. 重大事案を認知した場合は直ちに担任、学年主任、生徒指導主事（生活指導主任）、部主事に報告し、部主事から教頭、校長へ報告する。
- イ. 校長はいじめ対策委員会を招集し、事実関係を明確にするため調査を行い、対応を協議する。
- ウ. 校長は調査結果を速やかに教育委員会に報告する。
- エ. 必要に応じて、警察等関係機関に通報する。
- オ. 児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等、その他必要な情報

を適切に提供する。

10 その他

「島原特別支援学校いじめ防止基本方針」をホームページに公開する。

※参考・引用文献

○長崎県「長崎県いじめ防止基本方針」（令和8年2月改訂）